

富山県青少年健全育成条例及び 富山県青少年健全育成条例施行規則の改正

改正のポイント

① 富山県青少年健全育成条例

- ・ 青少年の定義を改正
- ・ 「覚せい剤」の表記を「覚醒剤」に改正

② 富山県青少年健全育成条例施行規則

有害図書等の基準を定めた規定について、性別を問わない表記に改正



① 富山県青少年健全育成条例の改正

令和4年4月1日施行の民法の一部改正に伴い、男女共に成年年齢が18歳に引き下げられ、女性の婚姻適齢が16歳から18歳に引き上げられたため、富山県青少年健全育成条例で規定する青少年の定義を以下のように改正しました。

また、「覚せい剤取締法」の名称が、「覚醒剤取締法」に法改正されたことに伴い、「覚せい剤」の表記を「覚醒剤」に改正しました。

【施行日：令和6年4月1日】

○ 改正概要

条例第3条第1号の青少年の定義について、婚姻による成年擬制に関する規定である部分（婚姻した女子を除く。）を削除しました。

（定義）

第3条第1号

青少年 18歳未満の者をいう。

○ 改正概要

条例第17条第5号の「覚せい剤又は覚せい剤原料」を「覚醒剤又は覚醒剤原料」に改正しました。

（有害行為のための場所提供等の禁止）

第17条第5号

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は覚醒剤原料を不法に使用する行為

② 富山県青少年健全育成条例施行規則の改正

青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害図書等の基準を定めた規定（施行規則第3条）について、LGBT理解推進法の施行や本県のパートナーシップ宣言制度の導入等、近年の社会的変化を踏まえ、性別を問わない表記に改正しました。 【施行日：令和6年10月1日】

○ 改正概要

同施行規則第3条第1項内の「女性の」、「男女間の」をそれぞれ削除し、刑法改正において、強姦罪が強制性交罪を経て不同意性交等罪に改められたことから、男女間の性交及び同性間の性行為について、具体的な内容を列記しました。

（有害図書等とみなされる図書等の内容）

第3条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示し、又は露出した姿態
 - ウ 愛ぶの姿態
 - エ 自慰の姿態
 - オ 排せつの姿態
 - カ 緊縛の姿態
 - (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 性交、肛門性交、口腔性交若しくはこれらを連想させる行為又は性的な部位（性器、肛門若しくはこれらの周辺部、でん部又は胸部をいう。）への接触行為
 - イ 暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交その他のりよう辱行為
 - ウ 変態性欲に基づく性行為
- 2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

